

# 「家族ふれあい優待制度」について

## 1 趣旨について

近年、青少年を取り巻く環境はいじめや不登校、児童虐待など極めて憂慮すべき状況にあります。その背景のひとつには、家庭を取り巻く地域社会の人間関係が希薄化し、家庭内でも心のふれあう場が少なくなっていることが指摘されています。

家庭は、家族の温かい人間関係を通して、子ども達が基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場であり、人間形成の出発点ともなるもので、社会全体が青少年育成の上で、家庭が果たす役割の重要性について再認識することが必要です。

このため当協会におきましては、平成12年7月、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部と一体となって「明るい家庭づくり道民運動」を推進することとし、その一環として「毎月第3日曜日」を「道民家庭の日」と定め、普及運動の推進をはかっています。

平成14年度からは、運動の一層の促進をはかるため、家族ふれあいキャンペーン特別事業を実施することとし、この一環として、平成14年6月16日からホテル・旅館、飲食業界及び文化・レジャー施設など民間企業等の格別のご支援とご協力により「家族ふれあい優待制度」をスタートさせ、「道民家庭の日」を契機に家族そろっての食事、文化活動、旅行、ハイキング等を通じて家族のふれあいを深め、「明るい家庭づくり道民運動」を推進しているところです。

## 2 実施時期について

平成14年6月から。

## 3 仕組みについて

### (1) 育成協会が行っていること

ア 協会は、※毎月第3日曜日に、ホテル・旅館、飲食店、博物館・水族館・美術館、テーマパーク・レジャー施設、道の駅、ボウリング場などに来店、又は来場した18歳未満の子ども連れの家族に対し、当該施設等が割引料金や付加サービス（記念品等の配布など）を提供していただくことについて依頼しています。

※ 優待日は、営業日又は毎週日曜日の施設もあります。

- イ 協会は、協賛の了承が得られた場合には、協賛店・施設名及び割引・サービスの内容などをホームページ（フェイスブックサイト含む）に掲載するとともに、リーフレットを作成し、市町村をはじめ、青少年施設、地域子育て支援センターなど関係機関・団体に配布しています。
- ウ 協会は、ホームページ（フェイスブックサイトも開設）に特設欄を設け、最新情報を提供するとともに、優待券をダウンロードできるようにしています。
- エ 協会発行の機関誌「育む」に関係記事を掲載しています。
- オ 生活情報誌などの協力により関連記事を掲載し、周知するとともに、ウェブサイトのインターネット広告に関係記事を掲載し、広報啓発に努めています。
- カ 関係団体等が開催する各種大会・研修会にリーフレット等を配布しています。
- キ 北海道をはじめ関係機関・団体の広報誌などを通じて、制度の周知を依頼しています。
- ク 各種団体等と提携による広報活動の推進。

## (2) 協賛店・施設等をお願いしたいこと

- ア 協賛店・施設等は、18歳未満の子どもづれ家族が各協賛店・施設に来場し、「家族ふれあい優待券」（コピーも可としています）の提出、又は「家族ふれあい優待制度」利用の申し出があった際に、料金等の割引、又は付加サービスを提供していただくこと
- イ 協賛店・施設等には、「道民家庭の日」のポスターやステッカー、ミニのぼりを配布いたしますので、目印として入口などに貼っていただきたいこと
- ウ 協賛店・施設等には、希望により「道民家庭の日」のイメージキャラクターの画像や版下を提供しますので、ホームページや印刷物などへ掲載をしていただくこと

## 4 協会のホームページの「道民家庭の日」の開設について

「道民家庭の日」の理解と関心を深めるため、協会のホームページに「道民家庭の日」ページを開設していますので、ご覧ください。

ホームページ <http://www.ikuseikyo.jp>

フェイスブック <https://www.facebook.com/ikuseikyo>